

第63回社会を明るくする運動

(主唱：法務省)

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



社会を明るくする運動のシンボルとして、「黄色い羽根」の配布に取り組み始めたのは第58回（平成20年度）からです。刑期を終え、出所した男性をあたたく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ（昭和52年、山田洋次監督）」にヒントを得て作られたものです。

7月は社会を明るくする運動が実施されます。今年の行動目標は、「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」「犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう」「これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう」です。

町では、罪を犯した人たちの更生保護活動に取り組んでいる保護司・更生保護女性会の皆さんとともに街頭キャンペーン活動などを行います。

社会を明るくする運動とは、国民が事前に、犯罪や非行を防止する取り組みや、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせて犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月に実施されており、昭和26年から始まり、今年で63回目を迎えます。

期間中は、小川地区保護司会鳩山町支部の皆さんと、小川地区更生保護女性会鳩山支部の皆さんが、街頭キャンペーン及び啓発活動を行い、社会を明るくする運動の趣旨を町民の方々に直接伝えるための声掛けを行います。保護司は、保護司法に基づき法務大臣が委嘱し、犯罪や非行をした人の社会復帰や立ち直りを地域で支えることで、犯罪や非行の予防を図ることを職務としています。身分上は非常勤の国家公務員となつていますが、給与は支給されないので、実質的には民間のボランティアと同様の活動となります。現在、保護司は全国に5万人、鳩山町には、5人の方が在籍しています。更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与するためのボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会など、さまざまな活動を行つています。現在、全国に約20万人の会員がおり、鳩山町では、12人の方が活動されています。

社会を明るくする運動は、保護司や更生保護女性会の皆さんの支援をうけて成り立っています。町民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

この機会に、犯罪のない明るい社会を築くためには何ができるか考えてみましょう。

問合せ 役場総務課

☎ 296-1214

「愛の募金」活動にご協力ください

「愛の募金」活動とは、埼玉県更生保護女性連盟の指導のもと、更生保護思想の普及・啓発と、それらを展開している更生保護女性会の活動資金を集めるために、県内各地区の更生保護女性会が7月から8月にかけて実施している募金活動です。更正保護女性会による、「愛の募金」活動での訪問などがあつた際にも、活動へのご理解ご協力をお願いいたします。

- ※地区の更生保護女性会は、更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創り上げるための活動を行っています。
- ※更生保護とは、非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として立ち直ることを助けるための制度です。

都市計画に関する公聴会を開催します

埼玉県が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

日時 平成25年8月22日(木)
午後3時～

場所 毛呂山町東公民館 学習ホールめじろ

内容 毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、毛呂山・越生都市計画区域区分の変更

都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

期間 平成25年7月2日(火)～平成25年7月17日(水)
※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

場所 鳩山町まちづくり推進課、県都市計画課、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、県飯能県土整備事務所、県東松山県土整備事務所

内容 毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更原案、毛呂山・越生都市計画区域区分の変更原案

公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

対象 毛呂山町、越生町及び鳩山町に住所を有する個人及び法人

提出方法 平成25年7月17日(水)午後5時15分までに、閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、直接または郵送(必着)で、鳩山町まちづくり推進課(〒350-0392 所在地記入不要)または県都市計画課(〒330-0930 1所在地記入不要)まで。

なお、埼玉県電子申請届出サービスによる提出もできます。(届出サービスの詳細は、県都市計画課ホームページに記載)

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。



※変更原案については、平成25年7月2日(火)から県都市計画課ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/> でもご覧になれます。

職場も環境にやさしいエコオフィスに

町では、地球温暖化対策に積極的に取り組むため、町の事務・事業のすべてを対象とした「エコオフィスはとやま行動計画」を策定しています。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される、都道府県及び市町村の「温室効果ガスの排出量の抑制に関する実行計画」として位置付けられているものです。常時職員が配置されている事務所において、節電対策などに取り組み、基準年(平成18年度)比で、5割の温室効果ガスの排出削減を目指しています。

町の事務・事業から排出された温室効果ガスの総排出量は、基準年である平成18年度では、二酸化炭素換算値で81万6135^{キログラム}、そのうち、電気使用によるものが約7割を占めていました。

平成24年度は、町が削減対象としている4種類の温室効果ガス(二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン)で、基準年比1万9551^{キログラム}(2・4割)を削減しました。

町では、事務所内やトイレ

などにおける不要照明の消灯、廊下や階段の消灯、パソコン未使用時の電源オフ、空調設備の輪番使用の徹底など、地道に取り組んできました。

今後も、エネルギーや資源の有効活用を徹底し、省エネを図ることで二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を進めます。また、経費削減を進めていくためにも、電気やガソリンなどの使用量の削減、低公害車・低燃費車の導入、コピー用紙などの紙類の使用量の削減、ごみの分別を行い、事務・事業に効率的に取り組んでいきます。

問合せ 役場生活環境課

☎29615894

活動別排出量について (CO₂換算)

使用分類	18年度(基準年)	24年度	基準年比
電気	600,941kg	554,421kg	△ 7.7%
ガソリン	69,076kg	74,885kg	8.4.%
灯油	71,857kg	62,427kg	△ 13.1%
LPG	55,508kg	10,308kg	△ 81.4%
軽油	17,540kg	17,477kg	△ 0.4%
都市ガス	0kg	75,853kg	—
カーエアコン	1,209kg	1,209kg	0.0%
合計	816,131kg	796,580kg	△ 2.4%